

Heartful Day

北条高校人権委員会
令和6年9月18日
No. 173

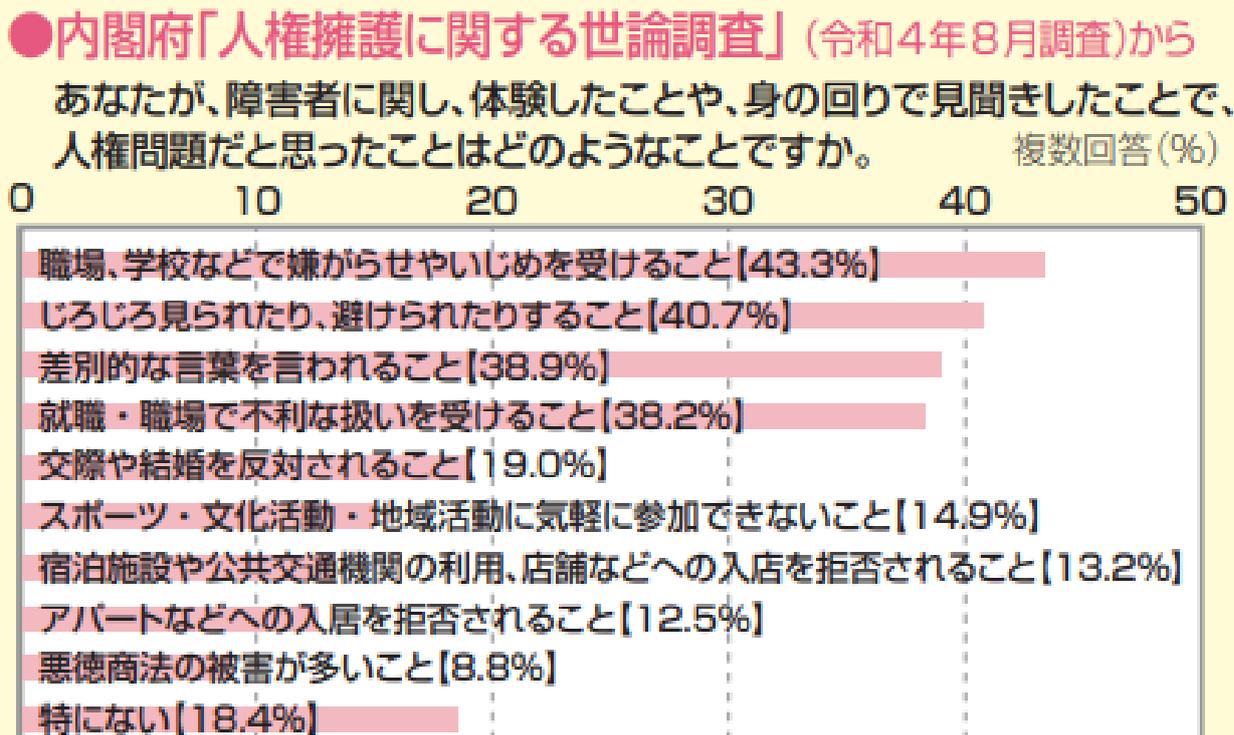
障がい者の人権を考える。
障がい者スポーツを知ろう。
パリ パラリンピック開催される。

先日、パリ・オリンピック、パリ・パラリンピックが開催され、成功裏に終了しました。パラリンピックは、オリンピックと同じ年に、同じ都市で開催される世界最高峰の障がい者スポーツ大会です。今回は障がい者スポーツを通して、障がい者の人権について考えてみましょう。

障がい者の人権について

「人間の輪」 第2編自分の周りに目を向けよう ④障がい者の人権を考える に詳しく記載されています。

次の表は、内閣府による、「障害者に関する人権問題」の世論調査の結果です。



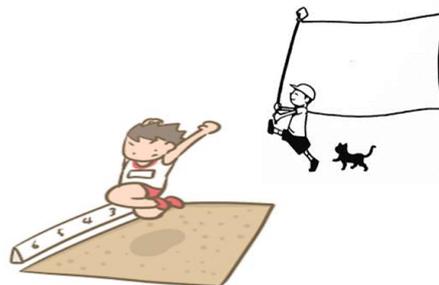
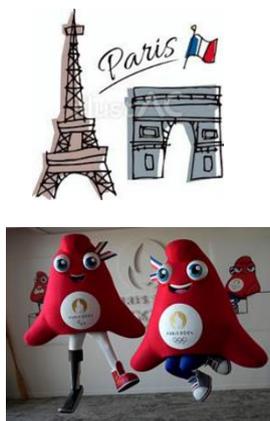
障がい者を取り巻く様々なバリアには、「物理的なバリア」、「制度的なバリア」、「文化・情報面のバリア」、「心のバリア」などがあります。

『人間の輪』には、心のバリアについて、「心ない言葉や視線、障がい者を保護すべき存在としてとらえるなど意識上の障がいのこと。『心のバリア』を取り除くためには『共に生きる』ことを体験することです。」とあります。

パリ・パラリンピック開催

パリ・パラリンピックは、8月28日～9月8日にかけて、22競技549種目が開催されました。愛媛県ゆかりの選手として、山口尚秀選手（競泳）、石山大輝選手（陸上）、広瀬順子選手（柔道）、が出場し、活躍しました。

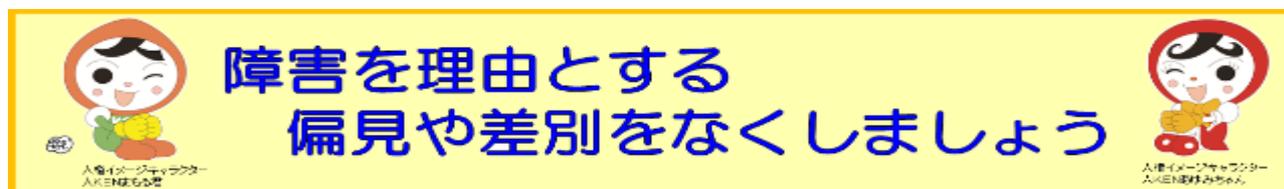
選手たちの活躍に、感動し勇気をもらった人も多いと思います。パラリンピックを通して、障がい者の人権について考えてみましょう。



石山選手は日本選手団の旗手を務めました。
広瀬選手 金メダル
山口選手 銅メダル 獲得です。

法務省人権擁護局が企画し、人権教育啓発推進センターが編集した、啓発冊子があります。法務省のホームページに掲載してあります。

www.moj.go.jp/content/001267256.pdf



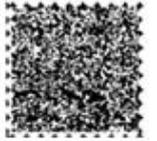
目次	
はじめに／登場人物の紹介	1
第1章 知る	
1. パラリンピックの歴史と人権	2
2. オリンピアン・パラリンピアンからみんなへ	7
3. 障害者スポーツやサポートする用具	11
4. 障害のある人の人権	13
第2章 考える	
5. 心のバリアフリーをめざすために	17
6. 未来に広げる輪	19
第3章 行動する	
7. 学校で、街中で、ぼくたち、わたしたちができること	21
8. ぼくたち、わたしたちから始めよう	25

東京パラリンピックを前に作られた冊子ですが、「障害のある人の人権」について、丁寧に説明してあります。ご一読ください。

目次にもあるように、心のバリアフリーを目指すためには、『知る』『考える』『行動する』ことが大切です。まずは、パラリンピックや障がい者スポーツについて『知る』ことから始めましょう。

オリンピック・パラリンピックが 目指す「人権」

オリンピック憲章 (抜粋)



オリムピズムの目的は、人間の尊厳の保持に重きを置く平和な社会の推進を目指すために、人類の調和のとれた発展にスポーツを役立てる
ことである。
(「オリムピズムの根本原則」2より)



IOCにより採択された「オリンピック憲章」は、オリンピックの開催に関する取り決めを定めた基本的な文書です。この憲章の「オリムピズムの根本原則」には、人権に関する記述が明記されています。

スポーツをすることは人権の1つである。すべての個人はいかなる種類の差別も受けることなく、オリンピック精神に基づき、スポーツをする機会を与えられなければならない。オリンピック精神においては友情、連帯、フェアプレーの精神とともに相互理解が求められる。
(「オリムピズムの根本原則」4より)

このオリンピック憲章の定める権利および自由は人種、肌の色、性別、性的指向、言語、宗教、政治的またはその他の意見、国あるいは社会的な出身、財産、出自やその他の身分などの理由による、いかなる種類の差別も受けることなく、確実に享受されなければならない。
(「オリムピズムの根本原則」6より)



日本オリンピック委員会「オリンピック憲章」(2018年版・英和対訳/2018年10月9日から有効)より

国際パラリンピック委員会

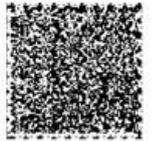
「IPCハンドブック」の 「人権に関する立場表明」(抜粋)

IPCは、すべての人々がレジャーやレクリエーション、スポーツ活動を行う平等な機会を享受すべきであり、その権利は政府と地域社会の法律・行政システムによって保障され、守られると信じている。
(「人権に関する立場表明」2より)

IPCは、障害のある人々の競技への無限の可能性を固く信じ、パラリンピアンたちのスポーツにおける功績を受容する。障害のある人々は、スポーツの上達、参加、トレーニング、そして功績を認められる機会を、すべての学校、スポーツクラブや競技会場、スポーツ組織や地域社会で提供されるべきである。
(「人権に関する立場表明」3より)

IPCは、スポーツが平和の推進に寄与し、方人に対して人間の尊厳と平等を守るものであると信じている。
(「人権に関する立場表明」4より)

オリンピック・パラリンピックは、国連の「世界人権宣言」に明記されている「すべての人間は生まれながらにして自由で平等」であるという理念を基に、スポーツを通じて「人権を守り平和に貢献する」ことを目指しています。スポーツを通じた人権についての理念は、「オリンピック憲章」や、パラリンピックの憲法ともいえる「IPCハンドブック」にしっかりと明記されているのです。





先日、2年生人権委員が松山盲学校オープンスクールに参加してきました。

写真は、障がい者スポーツ体験学習の様子です。詳しくは次回ハートフルデーで紹介する予定です。



県内でも、様々な障がい者スポーツが行われています。

サン・アビリティーズ今治(今治市障がい者文化体育施設) 今治市長杯 身体障がい者親善アーチェリー大会



第29回日本 ID(知的障害)陸上競技選手権大会が、10月19日・20日 愛媛県総合運動公園陸上競技場で開催されます。

**WPA 公認 第 29 回日本 ID 陸上競技選手権大会
(兼)パラ陸上競技記録会 開催要項**

1. 目的 この競技会では、スポーツを通じお互いを尊重し、理解しあいながら共に支え合い、又競い合うことによって障がいのある人もない人も共に輝くことを目指す。知的障がい者の陸上競技の競技力向上を図るため、国際規則に則った高いレベルの選手による競技会を開催する。また、東京 2020 パラリンピックのレガシーとして、知的障がい者の競技スポーツへの志向意欲をより高めると共に、パラアスリートが広く社会参加への促進に資することを目的とする。



ぜひ、障がい者スポーツを通して、「心のバリアフリー」を目指していきましょう。

担当 1年次 人権委員